

意見書第2号

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和4年12月5日提出

提出者

香芝市議会議員

青木恒子

賛成者

香芝市議会議員

中井政友

## 消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書（案）

国は、2023年10月から消費税インボイス制度を導入するとし、本年10月1日から事業者登録を始めている。

インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた、事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業種となり、消費税納税の義務が発生する。課税業者にならないければ、取引から除外される可能性もある。

個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象になる制度である。

インボイス導入の主たる目的は、上述した人たちへの更なる課税強化と消費税増税であり、導入によって地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済の更なる疲弊を招きかねない。

新型コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1000万以下の免税事業者が事業の継続をするためにも、消費税インボイス制度の実施の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
内閣官房長官	松野博一殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	西村康稔殿

奈良県香芝市議会